



# なんでやねん

発行責任者 倉橋 忠



No. 5 7

## 裁判員裁判が始まって7年

司法制度改革は、君たちの年齢とほぼ同時にスタートした。たとえば、君たちが生まれて3年ほどたった、2004年(平成16年)5月21日に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、2009年(平成21年)5月21日から裁判員制度が始まった。

裁判員制度とは、国民が裁判員として刑事裁判に参加して、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決める制度である。

国民が刑事裁判に参加することにより、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する国民の信頼の向上につながることが期待されている。このような国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア等でも行われている。

## 裁判員になるための資格

裁判員になるための資格は、20歳以上で選挙権を持ち、義務教育を終了していることである。ただし、禁錮以上の刑を受けた人などは裁判員になれない。裁判員は選挙人名簿から抽選で選ばれることになっている。

だから、もし、君が何かの事件の被疑者にされたときに、君のクラスの誰かがその事件の裁判員になって、君を裁く可能性がある時代になったのだ。互いに、この時代をどのように生き抜くのか。真剣に考えておいても遅くはない。もうすぐ、君たちには選挙権が与えられるのだから。

## 裁判員の仕事や役割

- ① 殺人事件や強盗事件など重要な刑事事件の第一審で裁判員裁判が行われる。
- ② 事件ごとに6人の裁判員が選ばれる(裁判官は3人)。
- ③ 公判に立ち会う。

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事事件の法廷(公判という)に立ち会い、判決まで関与(関わること)することになる。

公判では、証拠書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行わ

れる。裁判員から、証人等に質問することもできる。

④ 評議、評決に参加する。

証拠をすべて調べたら、今度は、事実を認定し、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、決定する（評決）ことになる。

評議をつくしても、意見の全員一致が得られなかったとき、評決は、多数決により行われる。

ただし、裁判員だけによる意見では、被告人に不利な判断（被告人が有罪か無罪かの評決の場面では、有罪の判断）をすることはできず、裁判官1人以上が多数意見に賛成していることが必要である。

有罪か無罪か、有罪の場合の刑に関する裁判員の意見は、裁判官と同じ重みを持つことになる。

⑤ 判決宣告・裁判員の任務終了。

評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決を宣告することになる。

裁判員としての役割は、判決の宣告により終了する。

⑥ 守秘義務。

裁判員は、裁判で知ったことを他のところで話したり、秘密をもらすことは許されない。これを守秘義務という。裁判員としての役目が終わった後も守らなくてはならず、この義務に違反した場合、刑罰が科せられることがある。

裁判員に守秘義務が課されているのは、裁判の公正さやその信頼を確保するとともに、評議で裁判員や裁判官が自由な意見を言えるようにするためである。評議で述べた意見や経過が明らかにされると、後で批判されることを恐れて率直な意見を述べることができなくなってしまうおそれがある。

裁判員をして被害にあうことはないの？

裁判員は法律で保護されている。裁判員の名前や住所などの情報は、公にしてはならないとされている。また、事件に関して裁判員に接触することも禁止されているし、裁判員に頼み事をしたり、裁判員やその家族を脅した者には、刑罰が科せられる（2年以下の懲役又は20万円以下の罰金）。

なお、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいようなごく例外的な事件については、裁判員が加わらず裁判官だけで裁判をすることも法律に定められている。